

運輸安全マネジメントの取り組みについて

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1)社長は、輸送の安全の確保が社会的使命であり、経営と密接不可分であることを認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。また、現場の安全に関する状況の把握の重要性を深く認識し、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させ、輸送の安全の確保に全力を尽くします。
- (2)輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、不断に見直すことにより、全社員が一丸となって絶えず輸送の安全性の向上に努めます。また、安全性に関する情報については、積極的に公表いたします。

【安全方針】

札幌第一観光バス株式会社

人命尊重・安全最優先

“より安全・安心なバスを目指して”

1. 私たちは、「輸送の安全の確保が事業経営の根幹であり、社会的使命である。」ことを認識し、向上心を持ってPDCAサイクルを活用して、輸送の安全性の向上を図ります。
2. 私たちは、**関係法令・規則を遵守**します。
3. 私たちは、**人命を尊重し、人身事故の絶滅**を図るため、次の2項目を最重点の取り組みとして、安全運転に努めます。
 - ① お客様への声かけ等を徹底して車内人身事故（戸挟み事故含む）を減らします。
 - ② 右左折時は、一旦停止での安全確認を徹底して、車外人身事故を無くします。

平成 27 年 4 月 1 日

代表取締役社長 上 杉 和 彦

【輸送の安全に関する重点施策】

- (1)輸送の安全の確保は会社における最重点事項であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守する。
- (2)輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努める。
- (3)輸送の安全に関する内部監査の結果に応じて、必要な是正措置または予防措置を講ずる。
- (4)輸送に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する。
- (5)輸送の安全に関する教育及び研修の具体的な計画を策定し、これを的確に実施する。

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

輸送の安全に関する目標	
平成 28 年度 事故防止重点目標	
1. 人身事故	有責事故件数 0 を継続 非責事故件数 0 を継続
2. 有責事故	事故件数 前年比 25%減少
3. 踏切事故ゼロを継続	
最重点取組み実施 2 項目	
①	車内人身事故（戸挟み事故含む）を減らす
②	交差点右左折時の車外人身事故を無くす
「総合安全プラン 2009」に基づく目標	
1. 交通事故死者数ゼロ	
2. 平成 30 年度までに有責人身事故を半減	
3. 飲酒運転ゼロ	
4. 危険ドラッグ等 薬物乱用による運行絶無	

平成 27 年度輸送の安全に関する目標の達成状況

目 標	達 成 状 況
1. 人身事故を減らそう (有責事故件数 0 を目指す)	有責人身事故は発生しておらず、目標を達成しました。
(非責事故件数 0 を継続)	非責人身事故は発生しておらず、目標を達成しました。
2. 有責事故を減らそう (有責事故件数を前年比 15%減少)	有責事故は対前年+2 件（前年比 100%増加）で、目標を達成できませんでした。
3. 踏切事故ゼロを継続しよう	ゼロを継続しており、目標を達成しました。

3. 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計

別紙 平成 27 年度自動車事故報告規則第 2 条に関する報告一覧表をご覧ください。

4. 輸送安全管理規程

別紙 札幌第一観光バス株式会社 安全管理規程をご覧ください。

5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

《輸送の安全のために講じた措置（平成 27 年度）》

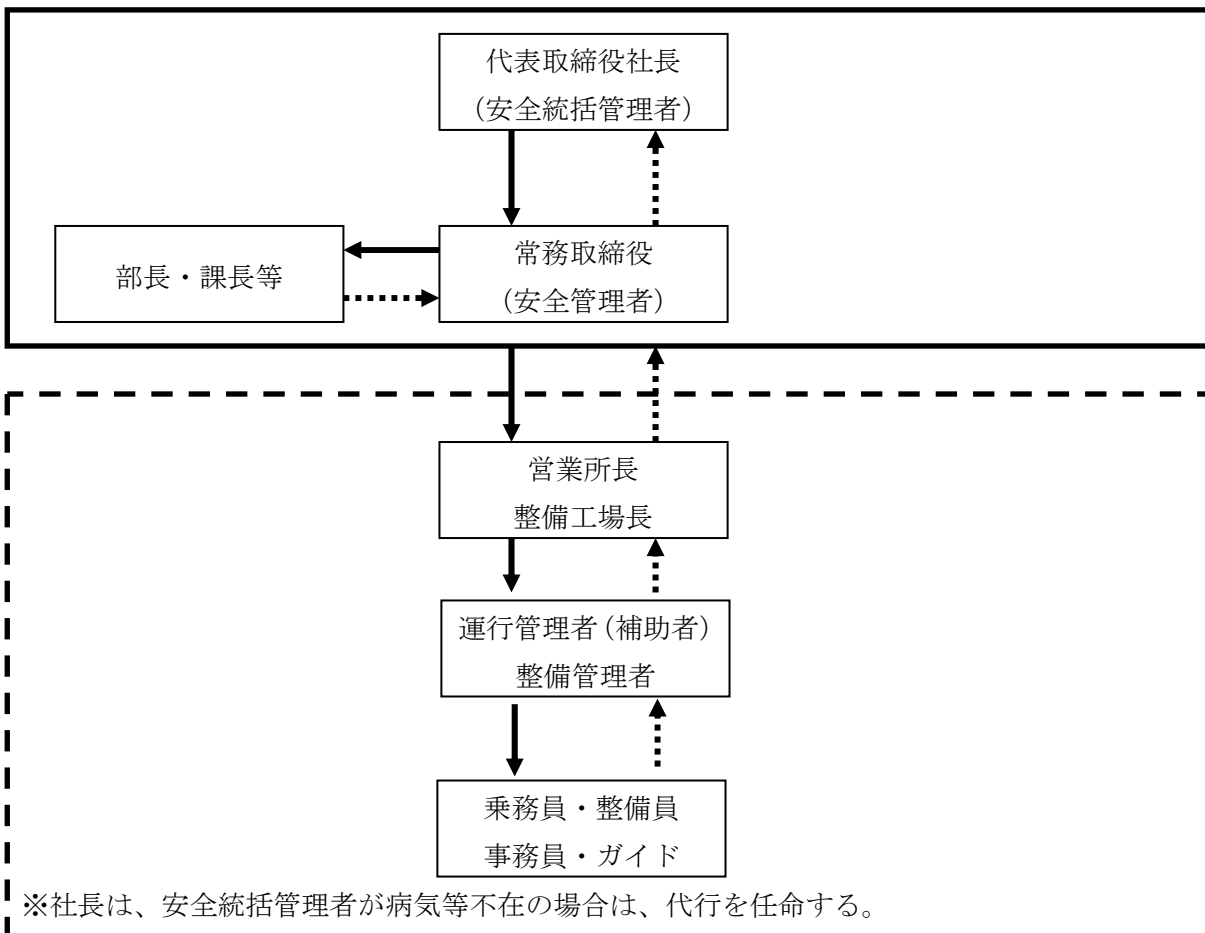
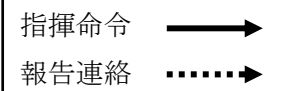
- ・ 車両火災訓練、バスジャック対応訓練、観光ガイド後退誘導訓練、車内事故・交差点事故防止訓練及び車両構造についての研修の継続的な実施
- ・ 運輸安全マネジメントに関する研修、冬道安全運転研修等の外部研修に参加
- ・ 救急救命講習の受講
- ・ モバイル型アルコール検知器増設
- ・ ドライブレコーダー増設
- ・ SAS（睡眠時無呼吸症候群）に関する検査実施
- ・ 先進安全自動車（衝突被害軽減ブレーキ、車線逸脱警報装置等装着車）の導入
- ・ 貸切事業者の安全性評価認定制度三ツ星（☆☆☆）取得
- ・ プロジェクターを導入し、DVD 等の視聴覚教材を使用した教習を実施

《輸送の安全のために講じようとする措置（平成 28 年度予定）》

- ・ 車両火災訓練、大規模災害発生時対応訓練、重大事故発生時対応訓練、観光ガイド後退誘導訓練、高齢者疑似体験、車内事故・交差点事故防止訓練及び車両構造についての研修の継続的な実施
- ・ 運輸安全マネジメントに関する研修、冬道安全運転研修等の外部研修に参加
- ・ 先進安全自動車（衝突被害軽減ブレーキ、車線逸脱警報装置等装着車）の導入
- ・ 交通安全意識の高揚を図るため、セーフティラリー北海道に参加
- ・ 運転経験の浅い新任乗務員に対して、自動車学校での実技訓練時間の延長

6. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

安全管理体制組織図



7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

月	事故防止等取り組み状況	主な教育実施状況	外部運動講習実施状況
4	○春の事故防止・サービス向上強化運動（4/6～25） ○最重点取組み2項目の添乗調査（4/6～25）	○社長集合指導教育 ○小グループ研修（車両トラブル発生時の初期対応） ○所長連絡会 ○乗務員指導教育情報 ○整備技術研修	○バス協安全輸送実務者会議
5	○厳正点呼強化月間（5/1～31） ○輸送安全管理委員会合同会議	○所長連絡会 ○整備技術研修 ○重大事故発生時対応訓練（5/21）	○春の全国交通安全運動（5/11～5/20） ○高速道路街頭啓発 ○交通安全道民の集い
6	○シートベルト着用強化旬間（6/21～6/30）	○所長連絡会 ○整備技術研修	○車両点検整備強化旬間 ○整備主任者技術研修
7	○運輸安全マネジメント情報公開 ○車内事故防止キャンペーン（7/1～31） ○最重点取組2項目の添乗調査（7/1～31） ○輸送安全管理委員会①（7/10）	○所長連絡会 ○乗務員指導教育情報 ○整備技術研修 ○飲酒運転防止個別指導（夏期手当明細書交付時）	○夏の交通安全運動（7/11～20） ○シートベルト着用強化月間 ○シートベルト着用街頭啓発 ○運輸安全マネジメントセミナー ○夏の交通安全運動道民の集い ○夏期の多客期におけるテロ対策（7/18～8/31）
8	○飲酒運転防止に伴う営業所巡回	○所長連絡会 ○班長会議 ○整備技術研修	
9	○交差点事故防止強化月間（9/1～30） ○最重点取組み2項目の街頭調査（9/1～30）	○所長連絡会 ○整備技術研修	○秋の全国交通安全運動（9/21～30） ○飲酒運転防止週間（9/21～30） ○交通安全道民総決起大会（9/18） ○高速道路街頭啓発
10		○所長連絡会 ○乗務員指導教育情報 ○整備技術研修	○整備主任者一般研修 ○運輸安全マネジメントセミナー ○交通安全フォーラム ○町内会街頭啓発 ○中央バス重大事故発生時対応訓練
11	○初冬期の事故防止旬間（11/1～10）	○所長連絡会 ○社長集合指導教育 ○小グループ研修（車両火災・救命救急） ○班長会議 ○整備技術研修 ○運行管理者研修	○冬の交通安全運動（11/11～20） ○運行管理者一般講習 ○バス協バスジャック訓練（11/20） ○踏切事故防止キャンペーン

12	<ul style="list-style-type: none"> ○冬の事故防止・サービス向上強化運動 (12/10～1/10) ○輸送安全管理委員会② (12/24) ○輸送安全管理委員会合同会議 ○最重点取組み 2 項目の添乗調査 (12/10～1/10) 	<ul style="list-style-type: none"> ○所長連絡会 ○整備技術研修 ○班長会議 ○飲酒運転防止個別指導 (年末手当明細書交付時) 	<ul style="list-style-type: none"> ○年末年始輸送安全総点検 (12/10～1/10)
1	<ul style="list-style-type: none"> ○スキーバス転落事故及び車両火災発生に伴う総点検 ○車内人身事故防止対策プロジェクトチーム参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○所長連絡会 ○スキーバス転落事故発生に伴う連絡会 ○整備技術研修 ○乗務員指導教育情報 	<ul style="list-style-type: none"> ○運輸安全マネジメントセミナー
2	<ul style="list-style-type: none"> ○輸送の安全に関する内部監査 (2/17、18) ○車内事故防止強化運動 (2/22～28) 	<ul style="list-style-type: none"> ○所長連絡会 ○整備技術研修 ○班長会議 	<ul style="list-style-type: none"> ○整備管理者選任後研修
3	<ul style="list-style-type: none"> ○輸送安全管理委員会合同会議 (3/14) ○輸送安全管理委員会③ (3/22) 	<ul style="list-style-type: none"> ○所長連絡会 ○整備技術研修 ○事故惹起者教習 ○教習指導班長研修 	

8. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置

平成 27 年度は平成 28 年 2 月 17 日及び 18 日に中央バス内部監査室による内部監査を実施いたしました。監査内容については、「安全最優先」の安全方針に基づき、安全管理体制が効果的に実施・維持されているか、また、安全管理に関する関係法令や社内規程などのルールが遵守され徹底が図られているかについて確認しました。その結果、安全管理体制の有効性及び適合性において概ね適性であることを把握しました。

9. 安全統括管理者に係る情報

道路運送法第 22 条の 2 第 2 項第 4 号の規定により、安全統括管理者を選任しています。

う え す ぎ か ず ひ こ
代表取締役社長 上 杉 和 彦